

各 位

佐倉剣道連盟
会 長 川 邊 慎 一

錬士・教士称号認定会の実施について
<特例通知>

みだしの認定会を下記のとおり実施致します。
各団体にあたっては受審資格に該当する会員に周知せられ、手続き下さるようお願い致します。

今回の称号認定会の**受審資格については特例**を設けます。(別紙参照)

記

【 錬士認定会 】

1 認定会期日

令和2年10月3日(土)

受 付 午前9時00分～9時30分 【時間厳守】

開 会 午前9時30分

2 認定会会場

千葉県武道館 第1道場 千葉市稲毛区天台町323 TEL 070-1345-8483

3 受審資格 **別紙参照**

(1) 令和元年11月30日以前に六段を取得した者及び特例該当者。

(2) 六段取得後、県主催以上の講習会を3回(うち1回は地区連盟主催の講習会でもいい)以上受講した者。

4 認定方法

実科並びに日本剣道形の実技審査、及び講習手帳の確認。

★社会体育指導員剣道中級の認定を受けた者は、当該認定をもって実技小論文を免除とするので認定書のコピーを提出すること。

(認定料：6,000円 全剣連審査料：10,000円)

5 申込方法

期限が短いため**必ず事前に連盟**(info@sakura-kenren.net)**または時友**(090-4847-5670)**に連絡のうえ本人用申請書(自筆)を郵送のこと。**

6 申込期日 **令和2年9月18日(金) 必着**

7 申込先 〒284-0043 **四街道市めいわ2-13-2 時友 聡朗 宛**

8 その他

(1)提出物

①**申込時に講習手帳を提出のこと。**

②全剣連指定の小論文は、受審者が認定会当日持参のこと。

※用紙・封筒等全剣連指定のものを使用し記入すること。

(2)申込料

①錬士認定料 10,000円

(地区でまとめて申込時に千剣連に納入する)

②全剣連審査料 10,000円

(認定会合格者のみ当日千剣連に各自納入のこと)

* 小論文の内容については、錬士称号審査会要項(受審者用)を参照のこと。

【 教士認定会 】

1 認定会期日

令和2年10月3日（土）

受付 午前9時00分～9時30分 【時間厳守】

開会 午前9時30分

2 認定会会場

千葉県武道館 第一道場 千葉市稲毛区天台町323 Tel 070-1345-8483

3 受審資格 **別紙参照**

(1) 平成30年11月30日以前に七段を取得した者及び特例該当者。

(2) 錬士受有者で七段取得後、県主催以上の講習会を5回以上受講した者。

4 認定方法

実科並びに日本剣道形の実技審査、及び講習手帳の確認。

★社会体育指導員剣道上級の認定を受けた者は、当該認定をもって実技全剣連筆記試験を免除とするので認定書のコピーを提出すること。

(認定料：7,000円 全剣連審査料：15,000円)

5 申込方法

期限が短いため**必ず事前に連盟 (info@sakura-kenren.net) または時友 (090-4847-5670) に連絡のうえ本人用申請書 (自筆) を郵送のこと。**(全剣連筆記試験会場希望地を必ず記入のこと)

6 申込期日 **令和2年9月18日 (金) 必着**

7 申込先 〒284-0043 **四街道市めいわ 2-13-2** **時友 聡朗 宛**

8 その他

(1)提出物

申込時に講習手帳を提出のこと。

(2)申込料

①教士認定料 12,000円

(地区でまとめて申込時に千剣連に納入する)

②全剣連審査料 15,000円

(認定会合格者のみ当日千剣連に各自納入のこと)

* 全剣連審査については、教士称号審査会要項（受審者用）を参照のこと。

【 錬士・教士 共通事項 】

★ 自筆による個人申請書は、錬士用・教士用各々添付専用用紙を使用のこと。

★ 受講者確認票持参 **(当日忘れた方は受講できません)**

→ ホームページから印刷可能

別紙

新型コロナウイルス感染拡大防止のため各講習会が中止となっている関係で、受審資格年数に達しながらも規定の受講回数（錬士3回、教士5回）が不足している者について、今年度限り特例として、下記の内容のとおり認定会受審資格を変更します。

◆ 受審資格特例について

【錬士】令和元年11月30日以前に六段を取得した者及び特例該当者。

特例

県主催以上・千剣連派遣・地区講習会を1回以上受講している者。

認定会終了後、1年以内に下記回数の講習会を受講することを条件とする。

※ 現在の受講回数 1回の者 → 2回 2回の者 → 1回

【教士】平成30年11月30日以前に七段を取得し錬士受有者及び特例該当者

特例

県主催以上(千剣連派遣含む)の講習会を3回以上受講している者。

認定会終了後、2年以内に下記回数の講習会を受講することを条件とする。

※ 現在の受講回数 3回の者 → 2回 4回の者 → 1回

◆ 講習会の開催予定について

以下3講習会の内容を称号特例措置講習会に変更し開催。

10月10日 七段以上講習会

1月17日 幼少年指導者講習会

2月20日 女子講習会

詳細については後日連絡いたします。